

# 建設業者監督処分簿

## 1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	千田工業株式会社	代表者氏名	千田 盛一
主たる営業所の所在地	高浜市二池町1-6-21		
許可番号	愛知県知事許可（般-23）第45477号	許可を受けている建設業の種類	と

## 2. 処分に関する事項

処分年月日	平成27年3月24日	処分を行った者	愛知県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(同条第1項第3号該当)		
処分(勧告)の内容(指示処分)			
建設業法第28条第1項に基づく指示処分の内容			
1 今回の事件の再発を防ぐため、以下の事項について必要な措置を講ずること。 (1) 今回の事件の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。 (2) 社内、施工現場及び下請業者の労働環境における安全管理体制のより一層の整備・強化を図ること。 (3) 建設工事の安全確保に関する関係法令を引き続き遵守すること。 (4) 職員に対する建設工事の安全施工に関する教育・指導の計画を作成し、継続的に実行すること。			
2 前項各号について講じた措置(前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書でもって報告すること。			
処分の原因となった事実			
平成26年4月15日、安城市内の家屋解体工事現場において、現場責任者は、法人の業務に関し、解体用建設機械を用いて、家屋の解体作業を行うにあたり、誘導員を配置するなどして同機械の作業範囲内に労働者が立ち入ることを禁じる措置を講じず、同機械の旋回範囲内の安全確認不十分のまま、同機械を旋回させたため機械後方にいた作業員に気付かず、同機械右後部を同人に衝突させた上、同人を同機械とコンクリート壁の間に挟んで圧迫し死亡させた。 このことにより、平成27年1月14日に安城簡易裁判所より、法人が労働安全衛生法に違反し罰金20万円、現場責任者が労働安全衛生法違反及び業務上過失致死罪で罰金50万円の略式命令を受け、その刑が確定した。 これは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。			
その他参考となる事項 愛知労働局からの通報			